

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 2 日現在

機関番号：34428

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008 年度～2011 年度

課題番号：20530126

研究課題名（和文） 平和の政治理論の構築に向けた基礎理論研究

研究課題名（英文） A Study of Basic Theories for formulating A Political Theory of Peace

研究代表者 太田 義器 (OTA YOSHIKI)  
摂南大学・外国語学部・教授

研究者番号：10277858

## 研究成果の概要（和文）：

平和および軍事力行使の適切性を対象とする主要な2つの研究領域である安全保障研究と平和研究について、その理論研究の最新の研究動向を広範に摂取・整理することによって、両研究領域においては近年、積極的な相互参照がなされ、前者においては安全保障概念の拡大・深化が、後者においては平和概念の文化的偏りが指摘されることで、対象領域や研究手法の接近が見られることが明らかになった。これに比べて、規範的政治論においては依然として正戦論が中心的な道具立てとされているが、そのなかでもリベラルな平和の概念を批判する前2者と同様の研究動向があることがわかった。以上によって、平和の政治理論を構築するための基礎理論についての研究を着実に遂行できた。

## 研究成果の概要（英文）：

Through this project, I aim to articulate the findings established in relevant research fields that will help in formulating a political theory of peace. I have paid special attention to three fields: security studies, peace research, and normative political theory. The first two have recently come to overlap where the approach and research objects are concerned as a consequence of the current discussion on widening and deepening the concept in security studies on the one hand, and on the other hand, the newly movement of critical attitudes to Eurocentric nature of the liberal peace concept in peace research. As for the third field of normative political theory, while many scholars still continue to use arguments borrowed from European "just war" tradition as their theoretical tools in discussing war and peace I found a trend that criticizes the liberal peace concept in an argument regarding *modus vivendi*. Through this research I have completed the basic investigation that I had planned.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	500,000	150,000	650,000
2009 年度	600,000	180,000	780,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：政治理論、平和、安全保障、戦争、正義

## 1. 研究開始当初の背景

近代国家体系は、国内においては戦争(内戦)を不当化しつつ、国際的にはこれを正当化可能なものとして位置づけるという武力使用の正当性をめぐる領域的区別をその重要な構成要素としてきた。ところが、冷戦後の世界では、国家間で正規の軍隊のあいだで闘われる「古い戦争」から、国家以外の組織も遂行主体となる「新しい戦争」の登場という変化が生じ、近代国家体系に対する大規模な挑戦が起こっている。

このような状況において、今日、平和な世界秩序の維持のためには武力の適切な行使が必要である、ないしは有効である、との認識の高まりが見られ、同時にその適切さの是非を判定する理論的道具立てへの関心も高まっており、このような関心は、規範的政治理論に即しては、正戦論に対して向けられてきた。

申請者は、博士号資格申請論文において近代国家体系について研究した後に、正戦論に関する研究に従事してきた。その結果、今日の正戦論は、ある国家が戦争開始の判断をする際に参照すべき道徳的枠組みについて、かなりの程度洗練された理論を展開しているものの、しかしそれは戦争を始めるか否かという意志決定の場面にかかわるものであり、したがって正戦論は戦争準備を行うか否か、あるいはどのように行うのかという政策決定に関する議論ではなく、それゆえ戦争をめぐる政策決定に資する理論の構築こそが今日の規範的政治理論の抱える課題であるとの認識に至った。

## 2. 研究の目的

本申請課題は、上記1で述べた理解に立ち、平和と関連づけられて述べられる武力使用の適切さとはいかなるものか、を問うことを全体的な目的とする。言い換えるならば、武力の整備及び運用をめぐる政策決定に適用可能な規範的正当化の原則を解明し、これを提示することを最終目的とする。

この目的を達成するために、本研究においては、武力の整備と運用を直接的な検討課題としてきた研究分野としての安全保障研究の研究結果と、これを間接的研究課題としてきた研究分野である平和研究の研究結果とを参照し、第1に、これらの研究成果を規範的政治理論のなかに取り込むこと、第2に、3分野の議論を相互参照可能なかたちで統合すること、第3に、これらの作業を前提にして、規範的政治理論の観点から安全保障研究と平和研究それぞれの研究成果を批判的に吟味すること、という三つの作業を行い、これらの作業に基づいて、武力の整備運用をめぐる規範的正当化の原則を提示するという

目的を達成することを計画した。

なお、本申請期間中には、これら三つの作業のうち第1、第2の作業の完成を当初の目的とした。

## 3. 研究の方法

上記2に述べた目的を達成するために、本研究では、文献研究と、本研究の研究成果に関する中間段階での報告に対する国内外の研究者からのフィードバックの吸収という二つの方法を用いることとした。

文献研究においては、申請者が十分な研究実績をもたない安全保障研究および平和研究については、計画段階で入手済みの研究状況を概括している文献に基づき、まずは基礎的研究文献を収集することからはじめ、その後近年の研究の進展を理解するために最新の研究成果を収集、分析するように努めた。

研究者からのフィードバックの吸収については、複数の研究会で報告するとともに、国内外の関連学会に参加した機会などを通してインタビューを行った。

## 4. 研究成果

本研究を通じて、安全保障研究と平和研究とのそれぞれにおける現在の研究状況について、その全体像についての概観を得ることができたと共に、それぞれの研究の最先端におけるおおよその共通する特徴として「リベラルな平和」の構想に対する批判的な吟味があることが明らかになった。

また、研究を進めていく中で、本研究当初の想定に反して、安全保障研究と平和研究においては、それぞれにおいて他方の研究成果の積極的な摂取がなされていることも明らかになった。

安全保障研究の状況について言うならば、冷戦後には、国際政治学においてそれまでの現実主義と自由主義という2大潮流に加えて、あるいはこれらとともに実証主義(positivism)として批判する代替潮流として構成主義(constructivism)が大きな動きとなっていくのと軌を一にして、従来の安全保障研究のあり方に対する批判的な潮流が、とくにヨーロッパにおいて、活発な研究活動を展開するようになった。

安全保障研究におけるこうした新潮流は、旧来の研究に関して、それが安全保障の単位をもつばら国家としている点や、安全保障上の懸念や手段を軍事的事項に限定している点を共通して批判し、安全保障の観念に関して、これを拡大ないしは深化させることを企図する。

そうした安全保障研究における新しい潮流は、当初、批判的安全保障研究(Critical

Security Studies)という1つの呼称で自称したり、もしくは総称されたりしていたが、研究の進展にもなって、今日では、いくつかのグループに分かれて理解されるようになってきている。

そのうちもっとも有力なグループは、その主要研究者がコペンハーゲン平和研究所に在籍していたことから、コペンハーゲン学派と呼ばれている。このグループは、安全保障化(securitization)概念や安全保障の対象領域を分析する手法として「セクター」概念を提唱している点を特徴とし、とくに、ある事象を安全保障上の問題と名宛てする行為それ自体が安全保障問題を生成することを主張している安全保障化概念は、近年の安安全保障研究におけるもっとも影響力の大きい議論の1つと言える。

これに匹敵するのが、K. ブースを代表的研究者とするグループで、このグループは社会学におけるフランクフルト学派の批判理論の手法を安全保障研究に持ち込もうとしており、安全保障と解放(emancipation)を結びつけている点を特徴とする。このグループは、しばしばウェールズ学派と呼ばれる。

この他の旧来の研究に批判的な新潮流に属する無視できないグループとしては、脱構築主義やフェミニズムの観点から安全保障研究を行うグループがあり、また構成主義的観点を固有に追求するグループもある。

またこれらのグループが批判する旧来の研究手法のなかからも、J. ミアシャイマーを筆頭に、前世代までの議論に批判的な攻撃的現実主義(offensive realism)が登場している。

このように全保障研究は、その理論的動向において拡散を見せており、それゆえ自己とは異なるアプローチについてのある程度の理解無しには、議論を進められなくなっている。また、コペンハーゲン学派が安全保障における社会セクター(societal security)に着目したり、ウェールズ学派が解放に着目したりする点からも伺えるように、平和研究の研究成果についても積極的に摂取しつつ、議論を進めるようになってきている。

次に平和研究の状況について述べるならば、観念それ自体の古さとは対照的に、学術的研究が始まったのは、20世紀になってからのことであり、しかも散発的な状態を脱したのは第二次世界大戦後になってのことであった。こうした事情に加えて、平和研究は、今日でも学際的であることをその際だった特徴と自己理解しているように、純粋な理論研究よりも、実際の活動と結びついた実践的な関心に重点を置いてなされてきており、理論研究は必ずしも盛んではない。

しかし、こうしたなかでも着実な進展がはかられてきており、とくに近年、その動きは

顕著である。より具体的に言うならば、平和研究における理論研究は、この分野におけるJ. ガルトゥング流の議論の独占状況からの離脱がはかられつつあり、この点が顕著な進展として指摘しうるのである。

平和研究が固有の研究領域として成立するためには、Q. ライトの研究に象徴されるように政治・社会問題一般から戦争を独立させることが不可欠であったが、冷戦下では東西両陣営それぞれの内部での戦争は避けられていても、どちらにも甚だしい社会的不平等を強権的に抑圧する独裁政権が存在したのであり、こうした状況を対象化するためには、ガルトゥングによる構造的暴力とその不在としての積極的平和の概念化は、重要な理論的貢献であった。

それは、紛争およびその直接的原因だけではなく、紛争以外の社会問題や紛争の間接的原因までが平和研究の対象であることを概念的に説明可能にした点でも、大きく貢献した。この点では、冷戦後の平和研究内部で多くの注目を集めた平和構築に関する研究もなおこうしたガルトゥング流の平和理解の延長上でなされたものと言える。

このようにガルトゥングの議論は平和研究のなかで主流を占めてきたのであり、加えてそれは社会正義を規範的要請としていたり、非暴力的手法によって社会の構成原理についてのコンセンサスを得ようとしたりするものなので、自由主義的な国際政治学や規範的政治理論から参照されて不思議ではない。しかし、そうした受容は、今日でも比較的少なく、平和研究以外への議論の波及は上に述べた安全保障研究における新潮流を通じてのものが主である。

他方、平和研究においては、21世紀になると、もともとその外部で展開された民主的平和論や正戦論(just war theory)に対する一般的な関心の高まりを背景に平和概念に関する理論研究が活性化し、ガルトゥング流の平和理解に対する批判的動向が顕在化する。

そのもっとも代表的な論者は、O. リッチモンドであり、かれは、勝者による平和、立憲主義的平和、市民社会による平和構築、国際協調による平和構築などの近代において試みられてきた一連の平和構想がリベラルな平和(liberal peace)の構想のもとに集結しており、それが西欧近代的な価値観の強制という側面を避けがたく含んでいる点を指摘している。

ここにおいて安全保障研究と平和研究は、リベラルな平和の構想を批判することで一致していることを指摘できる。リベラルな平和の構想は、安全保障研究においては民主的平和論(democratic peace theory)というかたちで主張されたが、リベラルな平和と呼ぼうと、民主的平和と呼ぼうと、それはいずれ

も、人権の尊重、法の支配、民主的選挙および市場による富の配分を制度的基礎とした適切なガバナンスを行う組織が平和の基礎であると主張する立場である。

リッチモンドら平和研究の最先端では、こうした立場に含まれる西欧近代的なバイアスのもつ抑圧的な側面が批判され、安全保障研究の新潮流は安全保障の基礎的枠組みとしての国家や西欧近代啓蒙思想を無条件に前提にすることを批判しているが、リベラルな平和の構想は近代啓蒙思想の延長上で、その議論の制度的枠組みとして国家を基礎に据えているからである。

最後に規範的政治理論における平和に関する議論の状況について述べるならば、J. ロールズに代表されるように、リベラルな正義を追及し、その延長に正戦論とリベラルな平和を肯定する立場が主流をなしている。このような主流派を批判する議論には、主として2つある。まず文化共同体の価値を称揚する共同体主義(communitarianism)は文化多元主義を基本的立場とする。共同体主義者のなかには共同体の維持存続のための戦争をそれ以外の根拠抜きに肯定する、したがって正戦論と言うよりは、攻撃的现实主義に近い主張をする者も見られるが、理論的には国際規範を主張できないので、戦争や国際平和に対する原則的態度をもたない。

これらに対して価値の多元性を単なる経験的な事実としてだけではなく、原則的な問題として理解する立場からリベラルな正義や平和の構想を批判している立場がある。この立場は、しばしばたんにコスモポリタニズム(cosmopolitanism)と呼ばれているが、普遍主義(universalism)を却下する姿勢を強調するならば、他のコスモポリタニズムとは区別して、ポストモダン・コスモポリタニズム(post-modern cosmopolitanism)と呼ばれるのがふさわしいかもしれない。いずれにせよ、この立場はまだ新しく、呼称が定まっていない。

この立場と親近性のある規範的政治理論に即した立場としては、同様にリベラルな平和の構想を批判して、古典的な現実主義に共感を寄せる modus vivendi 論(J. グレイ)があり、平和理論には現実主義的平和主義(D. コートライト)がある。これらの立場の異同の明確化と理論的課題の解明が、本研究に基づく次なる課題である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 太田義器「解説 これからは正義の勝利

する話は止めよう」、ジョン・グレイ(松野弘監訳)『ユートピア政治の終焉— グローバル・デモクラシーという神話—』(岩波書店、2011年3月29日)、pp. 329-344、査読無

- ② 太田義器「正戦論の理論的根拠と歴史的展開」、西日本応用倫理学研究会編『ぶらくしす』第12巻(2011年)、pp. 69-82、査読無

[学会発表] (計4件)

- ① 太田義器「これからは正義の勝利する話は止めよう—J.グレイの Modus Vivendi 論をめぐる一考察—」、第17回政治哲学研究会、早稲田大学、2011年3月6日
- ② 太田義器「正戦論と戦争の違法化」、社会思想史学会第35回大会、神奈川大学、2010年10月23日
- ③ 太田義器「正戦論の政治思想史的・政治哲学的位置についての予備考察」、第9回広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター例会、広島大学、2010年9月26日
- ④ 太田義器「政治理論における戦争と平和」、第8回広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター例会、広島大学、2010年2月27日

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

太田 義器 (OTA YOSHIKI)  
摂南大学・外国語学部・教授  
研究者番号：10277858

### (2) 研究分担者 なし

### (3) 連携研究者 なし